

二重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例案 新旧対照表  
 ○二重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成十八年二重県条例第一号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案				現 行			
(定数)				(定数)			
第一条 地方自治法（昭和一十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、二重県議会の議員の定数は、四十五人とする。				第一条 地方自治法（昭和一十二年法律第六十七号）第九十条第一項の規定により、二重県議会の議員の定数は、五十一人とする。			
(選挙区及び各選挙区の議員の数)				(選挙区及び各選挙区の議員の数)			
第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、二重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。	第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十五条の規定により、二重県議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数は、次の表のとおりとする。						
選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数	選挙区	名称	区域	選挙すべき議員の数
(略)	(略)	(略)	三人	(略)	伊勢市選挙区	伊勢市	四人
伊勢市選挙区	伊勢市			(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	一人	尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市 北牟婁郡	二人	
尾鷲市・北牟婁郡選挙区	尾鷲市	北牟婁郡					

(略)	鳥羽市・志摩市選挙区	(略)	鳥羽市 志摩市	(略)	鳥羽市・南牟婁郡選挙区	(略)	鳥羽市	(略)	鳥羽市選挙区
区	熊野市・南牟婁郡選挙区	熊野市 南牟婁郡	一 人	一 人	熊野市・南牟婁郡選挙区	志摩市選挙区	熊野市 南牟婁郡	一 人	一 人
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)	(削る)
多気郡選挙区	多気郡	一 人	一 人	一 人	多気郡選挙区	志摩市選挙区	多気郡	一 人	一 人
度会郡選挙区	度会郡	一 人	一 人	一 人	度会郡選挙区	度会郡	度会郡	一 人	一 人